

# 2020（令和2）年度事業計画

## I 方針

2020（令和2）年度は、各事業の業績向上と経費の抑制を図り、収支の均衡を目指す。

特に、既存養成課程の受講者の確保と運営の効率化を最優先に取り組むとともに、スプリアス確認保証について、行政対応の強化の要請等により、その利用を促進する。

一方、アマチュア無線の将来に向けては、青少年等の育成等の施策を、効率化を図りつつ継続して行く。

この厳しい状況を受け、アマチュア無線の在り方、制度の在り方について検討し、関係者と共に必要な改革について取り組む。

## II 事業計画

### 1 技術基準適合証明・工事設計認証

#### (1) 技術基準適合証明・工事設計認証の実施数

登録証明機関として、特定無線設備の技術基準適合証明・工事設計認証業務を申込みに基づき、次により実施する。

#### (2) 測定機器等の有効利用

アマチュア無線家に対し測定等の機会を提供する。

### 2 アマチュア局保証業務

#### (1) アマチュア局保証業務の実施

アマチュア局保証業務を申込みに基づき実施する。

#### (2) 利用促進

- ① JARL, JAIA等関係団体の協力を得て、周知広報に努める。
- ② スプリアス確認保証については、該当する免許人に対し早期の対応を強力に促す。
- ③ スプリアス確認保証料のJARL会員割引については、更なる早期対応を促すため、本年11月末に廃止する。
- ④ 独自制度の保証シールは、今後も継続する。
- ⑤ スプリアス確認保証について、保証リストに掲載されていない設備の対応として、東京地区以外も含め無料測定会等を引き続き実施する。

#### (3) 調査・指導の適正実施等

#### (4) 200W超のアマチュア局のスプリアス対応

### 3 集合講習による無線従事者の養成（第四級及び第三級）

- (1) 第四級及び第三級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会の実施
- (2) 受講者の確保
- (3) 受講者サービスの向上
- (4) 青少年等の受講促進
- (5) 養成課程講習会実施体制の強化

### 4 eラーニングによる無線従事者の養成（第二級及び第三級）

- (1) 第二級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会の実施  
3アマ資格保有者を対象に実施する。
- (2) 第三級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会の実施  
無資格者でも受講できる標準コースを実施する。
- (3) 受講システムの見直し
- (4) 受講促進等
- (5) eラーニングシステムの活用

### 5 電波利用秩序の維持への協力等

- (1) 電波利用秩序の維持への協力については、法令の遵守や適正運用について引き続き周知等を実施する。
- (2) JARD受講者交流サイト「HAM t t e」について、一層の加入促進と利用向上に務める。
- (3) JARLや教育関係団体が主催するARDF大会への支援等を引き続き行う。
- (4) アマチュア無線の社会的位置づけの向上を図る。
- (5) 「原昌三メモリアルアワード」を継続開催する。

### 6 組織運営

厳しい経営状況を受け、JARDの法人としての今後の在り方について検討し、可能なものから速やかに実施する。